

福島県医療福祉機器産業協議会規約

【名称】

第1条 本協議会を福島県医療福祉機器産業協議会と称する。

【目的】

第2条 医療福祉機器分野において、関連企業、団体及び会員相互交流の活性化並びに企業人材の育成機会を提供することで、会員の取引拡大と技術基盤の強化を図り、当該分野への会員の進出を促進する。

【事業】

第3条 本協議会は前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

- (1) ビジネス交流会（ビジネスマッチング）に関する事業
- (2) 医療福祉機器の開発支援に関する事業
- (3) 技術動向や関係法令等に関するセミナーの開催事業
- (4) ホームページの運営に関する事業
- (5) その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業

【会員】

第4条 本協議会は下記の会員をもって構成する。

- (1) 本協議会の趣旨に賛同する企業及び団体（企業会員）
- (2) 本協議会の趣旨に賛同し情報収集、知識習得を目的とする個人（個人会員）
- (3) 国、県、市町村、中小企業支援機関等

【役員】

第5条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 幹事 若干名
 - (4) 会計担当幹事 2名
 - (5) 監事 2名
- 2 会長及び副会長は、幹事の互選とする。
 - 3 幹事は、総会において選出する。
 - 4 監事は、会長が選任する。
 - 5 役員任期は、選出された年の4月1日から2年とする。ただし、再選を妨げないものとする。

【総会】

第6条 総会は会長が招集し、会長が議長を務めるものとする。

- 2 総会は年1回以上開催するものとする。
- 3 総会は次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 規約の制定及び改正

- (2) 幹事の選出
 - (3) 事業計画及び収支予算の承認
 - (4) 事業報告及び収支決算の承認
 - (5) その他必要と認められる事項
- 4 会長はオブザーバーを総会に出席させることができる。

【幹事会】

第7条 本協議会を円滑に運営するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は幹事の中から互選により本協議会の会長、副会長を選出する。
- 3 幹事会は本協議会の事業計画の立案及び運会に関する事項について処理し、本協議会の事業進捗管理を行う。
- 4 会長はオブザーバーを幹事会に出席させることができる。

【企画運営委員会】

第8条 幹事会の下に企画運営委員会を置く。

- 2 構成等については別に定める。

【役員の職務】

第9条 会長は会務を総括し、本協議会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の出納、その他の事務を監査する。

【顧問】

第10条 会長は事業の円滑な遂行を図るため顧問を指名することができる。

【事務局】

第11条 本協議会は業務の推進と連絡調整の円滑化を図るため、事務局を一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構に設ける。

【入退会】

第12条 入会を希望する者は、別記様式1に記載し、事務局あてに提出しなければならない。

- 2 入会の可否は、幹事会が決定する。
- 3 退会を希望する者は、別記様式2に記載し、事務局あてに提出しなければならない。

【運営経費】

第13条 本協議会の運営経費は次のものをもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) その他の収入

【年会費】

第14条 会員は年会費として次の金額を負担するものとする。

(1) 第4条第1号に規定する会員（企業会員） 20,000円

なお、セミナー等の事業については1法人当たり2名まで無料とし、3名からは別途参加負担金を徴収する。

(2) 第4条第2号に規定する会員（個人会員） 5,000円

(3) 第4条第3号に規定する会員（その他の会員） 無料

【分科会】

第15条 会長は、本協議会の目的の範囲で、会員のみを構成員とした分科会を設置することができる。

2 分科会の設置を希望する会員（発起人）は、設置申請書を別紙様式3により事務局に提出するものとする。

3 分科会の代表者は、第2項発起人又は幹事とし、変更する際は別紙様式4を事務局に提出しなければならない。

4 分科会の活動が、本会の目的と合致しないと会長が認めた場合は、設置を取り消すことができる。

5 分科会を廃止する場合は、別紙様式5により廃止届を事務局に提出しなければならない。

【会員情報】

第16条 本協議会は目的を達成するため、会員に同意を得たうえで、会員の情報をホームページで公開することができる。

【事業年度】

第17条 本協議会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【その他】

第18条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し、必要な事項については幹事会で協議の上会長が定める。

附 則

本規約は平成17年9月1日から施行する。

附 則

本規約は平成22年9月1日から施行する。

附 則

本規約は平成25年7月8日から施行する。

附 則

本規約は平成27年2月3日から施行する。

附 則

本規約は平成29年2月8日から施行する。

附 則

本規約は平成30年4月1日から施行する。

附 則

本規約は平成30年5月23日から施行する。